

国保だより



国保についての問い合わせ先
保険医療課 ☎0848⑥76050 ㊟0848⑥42130

あなたの納める保険税が

国保を支えています

国民健康保険(国保)は、被保険者の皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるための大切な制度です。保険税の期限内納付、国保財政の健全運営への皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国保は、皆さんが病気やけがなどでお医者さんにかかったときに保険給付として、医療の給付や死亡・出産に際しての現金給付などを行なっています。

この保険給付の重要な財源が、皆さんが納める保険税です。その年度に予測される医療費から、国などの補助金、病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額で税率が決まります。もし、保険税を納めていない人がいると、他の加入者との公平を欠くばかりか、国保の財源が不足し、保険税負担の増加につながります。

国保財政が健全に運営され、皆さんが安心して医療を受けられるように、保険税は納付期限内に必ず納めるようにしましょう。

保険税の納め方

課税は資格発生月から

保険税は、国保の被保険者になった月から納めます。届け出をしたときからではありません。国保の被保険者としての資格を得るのは、「職場の健康保険を脱退したとき」、「他の市区町村から転入してきたとき」などです。

届け出が遅れた場合でも、資格発生の月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

納税義務者は世帯主

国保では、一人ひとりが被保険者です。加入は世帯ごととなり、その世帯主に納税義務が課せられます。世帯主が会社の健康保険に加入している場合でも、世帯の誰かが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

保険税の納期

保険税の納期は、毎年7月から翌年の2月までの年8期となっています。納付期限は、各月末です。月末が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日になります。

保険税を滞納すると

納期限を過ぎると督促状が送られ、延滞金がかかります。延滞金は年14・6%の率で計算さ

れ、滞納金額と延滞金を支払わなければなりません。

長い間滞納すると

災害などの特別な事情がないのに、1年以上保険税を滞納し、納付相談にも応じない世帯には、やむを得ず次の措置をとるようになります。

資格証明書の発行

保険証を返してもらい、保険証の代わりに「国民健康保険資格証明書」(医療費全額 10割をいったん自己負担し、申請により保険給付分を支給)を発行します。

保険給付の差し止め

療養費、高額療養費などの保険給付の全部または一部が差し止められることがあります。

差し押さえなどの滞納処分

給与や預・貯金、土地など、財産の差し押さえ処分を執ることがあります。

納付が困難な人は相談を!

経済的に払えそうにないなど、期限内の納付が困難なときには、早めに納付方法について収納課(☎084867035)へ相談してください。



納付は簡単で便利な口座振替で

保険税を口座振替にすると、納めに行かなくてもよく、納付期限も気にしなくてすみます。一度手続きをすれば、翌月から自動的に振り替えられます。

【申し込み方法】

市内金融機関へ、納税通知書、預・貯金通帳、通帳の届出印鑑を用意して申し込んでください。

出産育児一時金

被保険者が出産したときに、35万円を支給します。出産後に申請してください。

流産・死産の場合でも、妊娠85日以降であれば申請できます。

受け取り代理制度

この制度は、医療機関などへの出産費用の支払い負担を軽減するため、出産育児一時金を、市から直接、医療機関などへ支払うものです。

出産予定日の1か月前から申請することが出来ます。事前に保険医療課(☎0848676050)へ相談してください。

出産育児一時金制度は、保険税の滞納がないなどの、支給要件があります。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、受けた傷害の医療費は、原則として加害者(第三者)が負担すべきものです。国保を使って医療を受ける場合は、国保が一時、立て替えをして、あとで加害者へ請求することとなります。事故にあったときは、必ず保険医療課(☎0848676050)へ連絡し、すみやかに「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保の受診状況

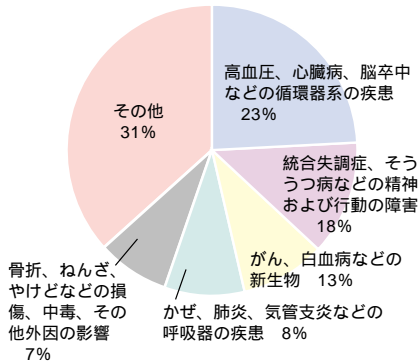
平成18年5月診療分の受診割合は、次のグラフのとおりです。疾病分類別では、入院・外来ともに高血圧、心臓病、脳卒中などの循環器系の疾患が約1/4を占めています。

示談の前に相談を!

加害者から、事故の医療費を受け取るなど、示談を受けてしまうと、国保が使えなくなり、国保が立て替えた医療費を返還してもらった場合があります。示談の前に必ず相談してください。



入院件数割合 平成18年5月診療分



外来件数割合 平成18年5月診療分

